

入札保証金・契約保証金の免除の取扱いについて

1. 入札保証金の納付の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第61条の2第1号による場合

この入札について、県を被保険者とする入札保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を入札書提出前に提出すること。

※納付額あるいは保険金額から逆算して、限度となる額を超える金額の入札は、無効となるので注意すること。

(2) 島根県会計規則第61条の2第2号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

(3) 島根県会計規則第61条の2第3号による場合

入札保証金の免除に関する誓約書（様式第5号）を入札参加資格確認申請書の提出時にあわせて提出すること。

2. 契約保証金の免除を受ける場合

(1) 島根県会計規則第69条の2第1号による場合

県を被保険者とする履行保証保険契約を保険会社と締結し、その保険契約書を提出すること。

(2) 島根県会計規則第69条の2第3号による場合

この入札と内容及び規模がほぼ同等の契約を、過去2年間に国・地方公共団体と2回以上締結し、誠実に履行したことを証明する書類として契約書の写し等を提出すること。（入札参加資格確認申請書の提出時に上記1（2）により提出した場合は不要。）

(3) 島根県会計規則第69条の2第7号による場合

契約保証金の免除に関する誓約書（様式第6号）を提出すること。